

国民学校における「敬神崇祖」教育

—教育審議会の解釈に着目して—

井上兼一

はじめに

戦前期におけるわが国の宗教教育について、一八九九（明治三二）年八月三日に「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」（以下、「文部省訓令第二二号」と表記する）が公布されて以降、官公立学校及び法令に定められた中学校や高等女学校については、私立学校を含めて、教科課程だけでなくそれ以外の場においても宗教教育や宗教儀式を行うことが禁止された。

文部当局が公然として宗教教育を禁止する方針を表明したのは、この訓令が初めてのことであった。すなわち、わが国の学校教育において、教育と宗教を分離するという方針が制度上において定められたのである。ただし、文部省訓令第一二号は、公布された当初から宗教関係者からの反発があり、同年一〇月一二日には、普通学務局と専門学務

局の共同の通牒として、「学校ノ事業トセスシテ」行う場合は容認すると修正された⁽¹⁾。

その後、大正期にかけては、折からの経済不況や災害などにより、人心の不安を緩和させるため、宗教教育をめぐる議論が進展した。しかしながら、学校教育に関する制度や政策については、大きな変化は生じなかった。このようにわが国においては、明治後期以降、政教分離の原則のもとに文部行政は進められてきた。

ところで、この原則を緩和する契機となる通牒があったことを確認しておこう。それが、一九三五（昭和一〇）年一月に通達された「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」という文部次官通牒（発普第一六〇号、以下「一九三五年文部次官通牒」と略称する）である。これは、文部省から各地方長官及び直轄学校長・公私立大学・高等学校・専門学校宛に通達されたものである。

通牒の内容について、具体的に九つの留意事項があげられているが、その主要点は次の通りである。すなわち、
「(一) 学校教育は一切の教派宗派教会等に対して中立不偏の態度を保つべきである。(二) 学校においては正しい信仰は之を尊重するとともに、迷信は之を打破することに力めるべきである。(三) 学校に於て宗派的教育を施すことは絶対に之を許さないが、人格の陶冶に資するために学校教育を通じて宗教的情操の涵養を図ることは極めて必要である。但し、学校教育は教育勅語を中心として行われるべきものであるから、これと矛盾するような内容方法を以てするようなことがあつてはならない」⁽²⁾。

ここで急いで注意を促しておく、「教派宗派教会」と記述されている部分については、それぞれ神道・仏教・キリスト教を意味するものである。通牒の趣旨としては、それらを全面的に禁止しているのではなく、そこから分派して教団を形成している特定派閥の教義に偏る宗教教育を禁止しているのである。学校において「宗派的教育を施すとは絶対に之を許さない」とあるのは、このことを示している。そして、学校教育において教育勅語と矛盾しない限り、宗教を公平に取り扱って教育することは否定されていないという点については留意が必要であろう。

このように一九三五年文部次官通牒においては、特定の

教派宗派教会による偏った宗教教育を学校で行うことを禁止しているものであり、宗教的情操の涵養を禁止しているのではない。人格の陶冶のためには宗教的情操の涵養が学校教育において積極的に行われるべきことを明らかにすることにあつた⁽³⁾。ともあれ、この通牒により、学校で宗教的情操を涵養するための教育を実施することが奨励されることになつたのである。すなわち、それは明治後期以降の教育政策の緩和を意味するものであつたと考えられる。本稿では、この通牒以後の学校教育、とりわけ国民学校に焦点を当て、どのような宗教的情操に関する教育が展開したのか探究することにする。

一、先行研究の概観と研究目的、及び「敬神崇祖」の語義

(一) 先行研究の概観と研究目的

一九三〇年代における宗教的情操教育に関する先行研究について概観すると、一九三五年文部次官通牒⁽⁴⁾についての教育史かつ教育政策に関する研究がほとんどである。その代表としては、高橋陽一の研究成果をとりあげることができ⁽⁴⁾る。高橋は、この通牒の起草過程に注目して、宗教教育協議会における吉田熊次の関わりを中心に考察を行っている。

それによれば、「宗教的情操」概念は、教育政策の中心に位置づくものではなく、無内容性を意識しつつ世論に配慮した動員のために使用された⁽⁵⁾と述べられている。

また彼の論文の主旨を筆者なりにまとめるならば、一九三五年文部次官通牒は、文部省から各都道府県の学校などに対して通達されたにもかかわらず、その教育史的意義としては、その後の教学刷新評議会や教育審議会などにおいて審議されたが無視され、結果として学校教育に影響を与えるものではなかった、と論じられている。高橋論文は、当時に設置された複数の審議会における宗教的情操や通牒をめぐる論議の実態など、複雑な事情が精査かつ整理されており、学ぶべきことが多い内容となっている。しかしながら、後述するように尋常小学校・国民学校で使用された国定教科書において、宗教に関する教材が登場していることを考慮するならば、こうした結論を導き出すことは、あまりに拙速すぎるのではないだろうか。

先行研究においては、一九三五年文部次官通牒に関する教育史や教育政策上の分析に終始しており、教育内容にまで考察の範囲を拡げることなく結論を導き出してきたと思われる。筆者の問題意識としては、こうした通牒に謳われた政策理念が具体化された教材にまで範囲を拡げて分析を行った上で、それが果たした役割を論じる必要があると考

える⁽⁶⁾。管見の限りでは、この当時における教育内容に焦点を当てて、宗教に関する教材について言及しているものとしては、唐澤富太郎をあげることができる。しかし、唐澤にあつては、国語の教科書に描かれた「仏教的教材」の記述の変遷を概観するだけであり、それ以上に検討は深められていない⁽⁷⁾。

ところで、近年では、ここで指摘した先行研究の到達点を整理して、昭和戦前期の国語の教材分析を通じて、一九三五年文部次官通牒が教育内容に与えた影響について論じる研究成果が出されてきている。例えば井上兼一によれば、一九三五年文部次官通牒以後における学校教育において、教育内容に宗教的要素を含んだ教材に変化が生じてきていることが検証されている⁽⁸⁾。その一例として、尋常小学校第六学年に配置されていた「釈迦」教材と「修行者と羅刹」教材を比較して考察されている。

「釈迦」教材では、ゴータマ・シッタールタの人物史が描かれており、「修行者と羅刹」教材では、彼の悟りの光景に焦点が当てられて記述されている。ここでは内容は割愛するが、「文学的な香りの高い筆致をもって、難解な仏教を劇的な展開のうちに描いている戦前、戦後を通じての仏教教材としての最高のもの」と評価されるものである⁽⁹⁾。ただし、その場合においても、特定の宗派の教義に偏らな

いたための配慮がなされていた。そして、それが意味するところは、文部省訓令第一二号による教育と宗教を分離するという原則が転換した契機であると同時に、先の通牒は学校における宗教教育に対して影響を及ぼすものであったと言えるであろう。

ところで、一九四一（昭和一六）年四月に尋常小學校は国民學校へと制度改革がなされた。国民學校の發足に伴って改訂された教科書においては、「敬神崇祖」という教育目標に基づいて作成された教材が、新しく登場することを確認することができる。すでに述べたように、一九三五年文部次官通牒の通達以降、教科書に宗教を題材にした教材が増加する傾向にあったとは言え、この敬神崇祖という教育目標は、神道や儒教に関する概念に属するものと思われる⁽¹⁰⁾。もしこれが特定の宗派教育に該当する概念であるならば、先に言及した通牒の趣旨に反することになるであろう。そのため、国民學校における宗教的情操に関する教育を考える際、この概念に込められた意味や、当時の文部省など政府における見解について、さらに考察する必要があると考える。

本稿では、一九四一年度に改訂された国民學校の教科書、とりわけ低学年の国民科国語の教材に着目して、敬神崇祖教育のねらいについて検討したいと考える。そこで、まず

は敬神崇祖の語義について探究する。次には、敬神崇祖という教育目標に基づいて作成された国語教材について、その内容及び趣旨を確認する。また、当時の學校教育の改善について検討するために設置された教育審議会（一九三七年一月に第一次近衛内閣に設置）における宗教教育に関する議論の進展を検討する。そして、同審議会において敬神崇祖とはどのような意味として理解されたのか明らかにする。

（二）「敬神崇祖」の語義

敬神崇祖という用語について、すでに神道や儒教に関する概念であると記した。この概念に関して、宗教学上、神道と儒教の両者においてどのように区別されているのか筆者は不案内であるが、学術上は神道にまつわる用語のようである。そこで、神道学という研究分野における概念の解釈について探究することとする。この用語について詳細に言及されているのは、國學院大學日本文化研究所が編纂した『神道要語集 宗教篇一』である。その中の「祖先崇拜」を参照する。

「意義及びその性格」の項によれば、「日本民族の間に於ける祖先を敬慕し、その靈威を追尊して、或は之を祭祀し、或はその伝統の思想習俗を重視する信仰乃至情操を一般的に日本国民の祖先崇拜或は祖先敬慕と称し、特に敬神崇祖

の語⁽¹¹⁾も用いられていると述べられている。そのため本稿では、この祖先崇拜の解説を敬神崇祖と同義であるとして取り扱うこととする。

意義について、広義には宗教的、道徳的な崇祖観念あるいは祖先祭祀の風習を指すが、「宗教信仰に在つては、特に民族或は民族の間に行はれた古昔の祖霊信仰を指している。(中略―引用者)概して自然宗教から文明宗教に進む過渡的、中間的存在として力強い段階に発達する信仰形態と考へられてゐる⁽¹²⁾」という。そして、「日本に在つては、それが国家意識としても、道徳的情操としても、又特に神社祭祀や家庭生活また社会的習俗としても相当に著しく発達して来たが、道徳的意識として、近世にも明治以降にも、教育上少なからず重要視された⁽¹³⁾」と言及されている。

なお、近年に出版されている『神道辞典』の「敬神崇祖」の項(福井款彦執筆)によれば、「敬神と崇祖の二つの熟語から成る慣用語。神を尊びうやまうことと、自らの祖先をあがめ貴ぶという、神道の基本理念の一つ⁽¹⁴⁾」とある。そして、「その根底には人のいのちは不滅であり、祭祀を通して連続し、やがて子孫また家の守り神として信仰されるとの古くからの日本人の宗教意識、すなわち敬神崇祖一体観がある。近世末より国学者を中心に強調され、明治になり広く普及するようになった⁽¹⁵⁾」と簡潔にまとめられている。

ここで、近世・明治以降の教育において祖先崇拜が重要視された経緯についても確認しておこう。すなわち、開国維新を経て明治の時代に入ると、日本社会は文明開化の歓迎に忙しかったわけであるが、「それに対応する警戒と反省も行はれ、殊に明治三十七・八年戦役の戦捷を博してから大正の初期第一次世界大戦に伴う民主主義の思想的衝激(ママ、「衝撃」―引用者注)とそれに次ぐマルクシズムの唯物思想の潜入等に備へて、敬神崇祖の精神は学校教育にも社会教化にも相当力強く高調された⁽¹⁶⁾」という。

そして、「これに対して、革新的、現実的思潮による旧習の打破、家族制度の再検討といふやうな社会問題も漸次抬頭し、(中略―引用者)日本に於ける崇祖観念の一内容たる子孫愛護の長所を忘れる議論もあつた⁽¹⁷⁾」ことが指摘されている。

話は前後するが、近世の末においては民族意識が高まったため、篤胤(平田篤胤―引用者補足)は国語のオヤコトという言葉のうちに遠い祖先から遠い子孫につながる生命観を説き、さらには正志斎(会沢正志斎―引用者補足)も「父子祖孫永世一氣」を説いていたが、時代を経て「大正時代には民族の生命に対する信念を力説⁽¹⁸⁾」するようになった。

このように敬神崇祖の観念が変化し、その時々において国民の教化に用いられてきたわけであるが、現実には「男

女関係や都市農村の生活事情、青少年の思想等の推移に伴って、従来久しく発達し祖述された祖先崇拜の意識にも自然の変化が見られるやうになつた⁽¹⁹⁾とあるように、十分な成果はあがらなかったように思われる。

ここまで神道学における敬神崇祖の概念について述べてきた。ともすればこの意味は、神社や神棚に祀られている神々を尊びうやまうことと自らの祖先・祖霊をあげめ貴ぶものと捉えがちであるが、重要な点としては、それだけではなく子孫を愛護するという要素が含まれていることである。そして、人のいのちの不滅さや連続性（祭祀を通じて、遠い祖先から遠い子孫へとつながる生命観）が根底にあるということを指摘しておこう。すでに述べてきたように、敬神崇祖とは特定の宗派教育や教義に該当するのではなく、神道の基本理念の一つとして捉えられるものであった。

さて、話題を学校教育に転じていくことにする。これまで、近世の末・明治から大正期の教育の動向について概略的に言及してきた。次節以降においては、昭和戦前期、とりわけ国民学校制度が発足した時期の教育について具体的に検討していくことにする。

二、国民学校の低学年教科書における「敬神崇祖」教材

本節では、一九四一（昭和一六）年度に改訂された国民学校の教科書に焦点を当て、「敬神崇祖」という教育目標に基づく教材の内容について概観する。特に、低学年（第一～二年）の教材を取り上げる理由については、翌年度以降に出版された教科書は、戦時下における軍部の要請や文部省内での教材の無断の修正などがあつたため、本来の趣旨が歪曲されている可能性があるためである。

これについて、文部省図書局に在籍し、長年にわたって教科書編纂に携わつてきた井上越の回想によれば、陸海軍部による教育に対する圧迫、教科書に対する干渉の経緯とそれと対峙してきた経過が記されている。とりわけ、一九四三（昭和一八）年四月に岡部長景が文部大臣に就任して以降は、露骨な干渉が横行したようである。すなわち、「教科書の原案を片端から熟読して、国体、国粹、伝統の立場から完膚なく修正が加えられ」たため、「教科書の統一はいたずらに破れ、内容はいよいよ偏狭固陋、極端に神がかりの思想を反映して救うべからざるもの」になつたというのである⁽²⁰⁾。

これに対して一九四一年度に改訂された教科書は、その

前年度に編纂作業が進められており、外部からの圧力はあったものの、その影響が少ないと考えられる⁽²¹⁾。それでは、国民学校の教科書に記載されている敬神崇祖教材を取り上げることにする。『ヨミカタ』（国民科国語）から、一つの「敬神」教材と二つの「崇祖」教材とその趣旨をそれぞれ引用することにする⁽²²⁾。

・「オミヤノ石ダン」『ヨミカタ 一』

オミヤノ石ダン 一二三、／四五六七、八九十、／二十五ダ
ンデゴシンゼン。
二ドオジギシテ、手ヲウツテ、／モ一ツウツテオジギシテ、
／ワタクシタチハゲンキデス。

(三四二頁。)

【教材の趣旨】

「お宮の石段を一二三と數へて登つて行つて、神前で、私たちが元氣で暮すことができるのも、神様のお蔭だといふ氣持で禮拜する場面を、前後二聯の韻文の形式であらはし、神前に於ける二拜二拍手一拜の禮法も生動的にあらはしてある⁽²³⁾。」

・第三十三課「オハカノサウヂ」『ヨミカタ 一』

「モウヂキオボンデスカラ、オハカノサウヂニイキマセウ。」

ト、オカアサンガオツシヤイマシタ。ネエサントフタリデ、ツイテイキマシタ。

オハカノマハリノ草ヲトツタリ、オハカノ石ヲ水デアラツタリシマシタ。

オハカノソバノハギハ、アカイ花ガ二ツ三ツサイテキマシタ。

「ハギハ、オヂイサンノオスキナ花デシタヨ。」

ト、オカアサンガオツシヤツテ、ソノネモトニ、水ヲオカケニナリマシタ。

(三四二頁。)

【教材の趣旨】

「お盆には、佛壇を飾つたり、お墓をきれいに掃除したり、香花や供物をしたりして、先祖の靈をまつる。それは、全国的に行はれる年中行事で、この行事を通して、兒童に崇祖の精神を體得させるのが本教材の目的である。(中略―引用者) お墓の掃除をすることは、祖先を大切にする精神のあらはれであるが、お墓のそばに祖父の好きな萩の花が植ゑてあり、その萩の根もとに水をかけてやる母の心は、崇祖の精神を最もよく具體化したものである⁽²⁴⁾。」

●第二十二課「ユメ」『ヨミカタ 二』

ユウベ、ネドコニハイッテカラ考ヘマシタ。

私ニハ、オトウサンモアリマス。オヂイサンモアリマス。ケレドモ、オヂイサンノオトウサンハ、オイデニナリマセシ。

今ハ、オイデニナラナイガ、前ニハ、オイデニナッタニチガヒアリマセン。ソレハドンナオカオデアッタデセウ。コンナコトラ考ヘテキルウチニ、イツノマニカネムツテシマヒマシタ。

ユメニ、ヒロイノハラヲ見マシタ。

花ガ一メンニ咲イテ、テフテフガトンデキマシタ。

ソコヘ、一人ノオヂイサンガ出テ来マシタ。見ルト、私ノオヂイサンニヨクニタカタデシタ。

私ハ思ハズ、

「オヂイサン。」

トイヒマスト、ソノカタハ、

「ワタシハ、オマヘノオヂイサンノオトウサンダヨ」

トイッテ、ニコニコ、ナサイマシタ。

(二七六頁。)

【教材の趣旨】

「家庭に於いて児童の常に接するものは父母であり、兄弟である。祖父母はあるものもあり、ないものもある。曾祖父母に至つては、児童の知らないのが普通で、

その温顔に接し得るものは極めて稀である。随つて児童の血族關係に就いての知識経験は頗る乏しいといはなければならぬ。本教材は児童の夢によつて曾祖父(母)・祖父(母)・父(母)・自分とつながつてゐる家系を考へさせ、家及び家庭に対する感情に培ふのを要点とする。⁽²⁵⁾」

●二十三課「机とこしかけ」『ヨミカタ 二』

先生が、こんなお話をなさいました。

「みなさんのつかつてゐる机もこしかけも、長い間はたらいてゐます。

二年生も、これでベンキようをしました。三年生も、これでベンキようをしました。四年の人も、五年の人も、六年の人も、その前の人も、これをつかひました。みなさんの生まれる前から、この机もこしかけもあつたのです。」

「ここまでお話をさいたとき、ふと、私は、ゆうべのゆめのことを思ひ出しました。

先生は、つづけておっしゃいました。

「こんど、みなさんが二年生になったら、新しい一年生がはいつて来て、またつかひます。この机やこしかけをかはいがつてやりませうね。」

(二七七頁。)

【教材の趣旨】

「現在の児童が用ひてゐる机と腰掛は、その実二年生

も三年生も、四年・五年・六年の児童も用ひて来たのであり、場合によつては今の児童が生まれる前から存在したものである。かういふ見方考へ方は、前課の父から父祖へ、父祖から曾祖父へと遡つて家を考へると同一の態度であるが、本教材では更に来年は又新しい一年生を迎へるといふ将来を暗示して、児童生活を過去及び、将来へ結び、机・腰掛を自分の友だちとも、恩人とも考へさせるやうにしている。(中略―引用者)机や腰掛をただ無心の備品として眺めず、黙々として彼等(児童のこと―引用者注)をいたはりつつその学習を助けてくれたことを感じさせ、物を愛護し感謝する精神に培ふことをめざしてゐる。」⁽²⁶⁾

ここで確認した内容、とりわけ後半に引用した三つの教材は、『ヨミカタ』において相互に関連するように排列されている。初等科第一学年で学ぶものだが、ここでは児童及び机や腰掛といった無生物さえもが、「歴史的存在」であることが描かれており、児童が関連した教材群を学ぶことを通じて、愛護の心情や歴史的感情(認識)を培うことを主題としている。

それでは、これらの教材の編纂趣旨について確認しよう。すなわち、「敬神崇祖の念を養ふといふ點からして、『オミ

ヤノ石ダン』の課で、神前の禮拜を教へ、天神様のお祭に參拜したことを誌した『お祭』(『よみかた三』―引用者注)の課や、新年に神だなをきれいに飾つて、新しい年を迎へることを書いた『神だな』(『よみかた四』―引用者注)の課などを、この度、特にさし入れた」とある。⁽²⁷⁾

すでに読んだ「オミヤノ石ダン」教材については、神前で日常生活において健やかに暮らすことができていることについて感謝することが、短い文章のなかに表現されていた。

また、「崇祖といふ觀念を強くさすためには、お盆にお墓まゐりをして、お墓の掃除をする『お墓まゐり』(「オハカノサウヂ」『ヨミカタ一』のこと―引用者注)の課や、父の上に父祖があり、祖父の上にひいおぢいさんがあつて、そのまた上にいくたりもいくたりも、おとうさんがいらつしゃるといふことを知らせる『ゆめ』の課や、それと同じ考へ方を教える『机』の課や、『川の課』(ママ、「川」『ヨミカタ三』の教材―引用者注)などが、新たに用意された」⁽²⁸⁾のである。

ここで、注目されることは、「崇祖」という觀念は、「机とこしかけ」教材で見たように、祖先だけではなく、将来に生まれてくる世代にまで範疇が及んでいることである。すなわち、過去と現在そして未来に繋がる世代がその概念

に含まれている。これについては、すでに語義について考察したように、神道の根底には遠い祖先から遠い子孫へとつながる生命観があった。こうした視点や考え方を国民学校の一年生が理解しやすいように、「ユメ」「机とこしかけ」教材のような表現がとられたのであろう。

「オハカノサウヂ」については宗教的行為ではないのか、という疑問が生じるかもしれないが、その内容については母親と姉と連れだつてお墓の掃除に行った児童の生活記録として表現されている。そして、お墓の傍らに咲いている萩は祖父の好きな花であつたとその根元に水をかけてやり、母親が故人を偲ぶ様子が描かれている。本教材の趣旨に記されていたように、お盆は「全国的に行はれる年中行事で、この行事を通して、児童に崇祖の精神を体得させる」ことであり、故人を偲ぶ姿が自分（児童）の目を通して描かれた内容であるため、特定の宗教儀礼・儀式を意味するものではないと思われる。むしろ、日本社会において一般的に行われている年中行事の意味と、祭祀を通じた祖先と子孫との結びつきを端的に表現した内容であると言えるであろう。

以上、概観してきたように、国民学校の教科書には従前の教科書と同じように仏教にまつわる教材が記述されているほかに、「敬神崇祖」という教育目標に基づいた教材が新しく排列されていることを確認することができた。この

ことも、一九三五年文部次官通牒以降の新しい傾向である。

三、教育審議会における宗教教育をめぐる審議の顛末

前節において、国民学校の教育内容に神道の基本理念が反映した教材が初めて登場していたことを知ることができた。大正末から昭和戦前期にかけては、各方面から宗教教育の重要性や実施を要請する声が高まりを見せ、それらを受けて一九三五年文部次官通牒が出されていた。

国民学校の発足はその通牒以後のこととは言え、明治後期以降、政教分離の方針のもとで文部行政を展開してきた政府は、宗教教育に対してどのような姿勢をとっていたのであろうか。このような疑問の解決のため、また国民学校の教育を理解するためには、従前の尋常小学校から制度改革を進めた審議会について検討していく作業が必要になってくる。そこで、一九三七（昭和一二）年一二月に第一次近衛内閣に設置された教育審議会（総会、特別委員会、整理委員会により構成―筆者注）に着目して、そこでの宗教教育をめぐる審議の展開について探究する。

同審議会は、わが国の教育制度全体を改革することを企図して設置された。すでに論じてきたように、国民学校において宗教を扱った教材が登場していたが、議事録を読み

進めると初等教育に関する文脈においては宗教教育をめぐる審議は十分になされていない。むしろ、師範学校改革の議論の中で行われている。両者については、総会において「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」(答申)が可決されているように一連の改革である。そのため、師範学校改革に関する審議は、そのまま国民学校の改革と関連すると捉えて良いと思われる。すなわち、日々の教育活動において、教員の資質が児童に大きな影響を及ぼすため、師範学校における宗教教育の問題は、そのまま初等教育に反映すると思われる。

さて、教育審議会において宗教について本格的に議論がなされるのは、第二八回整理委員会(一九三八〔昭和二三〕年一月九日)のことであり、この会議はすでに師範学校要綱案の作成・修正の段階にあった。そして、師範学校教科案に審議が及んだ時に、佐々井信太郎委員から出された「宗教ト云フ知識ヲ与ルト云フコトハ必要カドウカ知リマセヌガ、宗教的信念トカ宗教的ナ敬虔ナ念トカ云フヤウナモノヲ此處ニ含マセテ置クト云フコトガ必要ナコトデアラウ」という提案が、その端緒を開いたのである。⁽²⁹⁾

この提案に対しては、伊東延吉文部次官が、国民学校でも師範学校でも教育勅語を中心にその教育が行われるため、ここに宗教を加えることは、「非常ニ大キナ問題デ、又余

程研究ヲシナケレバナラヌ問題デ」あると述べ、また要綱案にある「情操ノ醇化」という文言について、「宗教的情操ナラバ『情操ノ醇化』ノ中ニ其ノ意味ハ含マレテ居ルト云フヤウニ思ヒマスガ」と回答を行っている。⁽³⁰⁾

佐々井の意見について、宗教教育を推進する意見を強硬に主張したのは、下村寿一である。下村は、従来の学校において宗教というものを説かなかつたために、国民は宗教に対する正確な観念を持たずに社会に出るため、「色々ナ淫祠邪教ガ其ノ虚ニツケ込ンデ巧ミニ之(『国民』のこと―引用者注)ヲ誘因スル」原因になっていると述べ、「明ラサマニ宗教的情操ト云フコトヲ謳ハナイニシテモサウ云フ意味ノコトヲ何カ附加ヘテ戴キタイ」と提案したのであった。⁽³¹⁾ こうした提案について、林博太郎整理委員長や伊東延吉は、原案にある「皇国ノ道ニ修練シ」の「修練」という言葉に「大キイ廣イ意味ノ信念ヲ此處ヘ書イテ居ル」と応対し、宗教という表現を答申に盛り込むことを避けようとしている消極的な姿勢を見ることができると述べている。

しばらくの間答があった後、再び宗教の話題に戻ったが、ここで林博太郎は、先の佐々井の提案(脚注29を参照)を引き合いに出して、議事を進めようとした。これについては、田所美治特別委員長が反対意見を出している。すなわち、一九三五年文部次官通牒に、一宗一派に偏しないこと

や適正なる信念の養成という意味も含まれており、また「教育ハ教育勅語ヲ中心ニシナケレバナラヌノデ、其ノ点ニ矛盾スルガ如キコトガアツテハナラヌ（中略―引用者）私ハ特ニ茲ニ御加ヘニナル必要ハナイ」と述べ、文部次官通牒に網羅されているために答申案に明示する必要はないと主張するのであった。

この意見を受け、下村は「何處マデモ固執スルト云フ考ヲ持ツテ居リマセヌ」と引き下がることになった。⁽³²⁾ こうしたやり取りの中に、宗教教育を推進する委員と反対意見の委員（文部次官の見解、及びその考えに拠っている委員）との対立構造が見えてくる。

第二九回整理委員会（二月一日）においても、前回に引き続き要綱案の修正審議が進められた。宗教に関しては、議事も終わりに近づいた頃、下村が再び「『各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト』ト云フ一番終リテ結構デスガ、『宗教ニ対スル正シキ理解』、サウ云フコトヲ入レテ戴キタイ⁽³³⁾」と進言するが、田所美治や三国谷三四郎委員から前回と同様に却下されている。

それでも「何トカ一寸匂ヒダケデモ……」と下村は食い下がるが、田所からは「其ノ匂ヒガ毒ニナルト困ルノダ、今ノ程度デ、通牒ヲ基ニシテ行クト云フ位デ――厳然ト一方ニ枢密院ノ決議ヲ経テ明治三十二年ニ、一般教育ヲシテ宗

教ノ外ニ獨立セシムルハ学校教育上最モ必要トス、（中略―引用者）ソレヲ段々破ルト云フノヂヤナイケレドモ、サウ云フヤウナコトハ謳ツテ置カヌ方ガ良クハナイカ」と発言を断じられる始末であった。⁽³⁴⁾

このように整理委員会では、佐々井や下村による宗教についての項目を要綱案に示すという提案を中心に議論がなされたが、整理委員会の見解としては、一九三五年文部次官通牒を基準として、明示しないという考えに落ち着いた。ここでの田所の主張については、文部省訓令第一二号に準拠しようという強い姿勢、すなわち一九三五年文部次官通牒が存在しているにもかかわらず、教育と宗教を分離しようとする考えがあることを知ることができる。

ところで、整理委員会から「師範学校ニ関スル要綱案」の提出を受けた後に開催された第二一回特別委員会（二月一八日）においては、安藤正純の反発により、「宗教原理」の項目を加えることが提起されることになった。さらに、第三〇回整理委員会（同月二五日）においては、速記中止のために審議の詳細を知る由もないが、要綱案の修正が議論され、同日午後の第二三回特別委員会において、備考の留意事項に「ホ 宗教一般」を付け加えることという修正案が林博太郎から示された。

安藤はこの案に納得して、表記も「ホ 宗教」とするこ

とが決定し、第一〇回総会（二月八日）での要綱案（国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件）の審議に引き継がれることになったのである。

四、教育審議会第一〇回総会における「敬神崇祖」概念の解釈

整理委員会と特別委員会で論議が重ねられた要綱案が、第一〇回総会に審議のために提出されることになった。総会の議事の進行過程において、宗教という表現をめぐってどのように審議がなされたのか、そして教育審議会としての概念の解釈について検討する。

第一〇回総会においては、冒頭で要綱案の全文が中根秀雄幹事より朗読され、それから文言についての審議が開始した。表一は、各学校の備考欄に付された、「各教科ニ互

り左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト」の一覧である。

表一に見られるように、幼稚園、初等国民学校かつ高等国民学校における教材の留意事項については、宗教の文言は付されていない。すなわち要綱案の段階では、師範学校の教育内容に宗教を取り扱うことが留意されているだけである。この第一〇回総会においても宗教の解釈をめぐって様々な意見が交わされた。ここでは三つの点を指摘して、まとめとしておきたい。

一つには、要綱案における師範学校の解説のなかで、宗教について積極的な意味合いがあるものとして言及されたことである。すなわち、「大国民錬成ニ須要ナル識見ト氣宇トヲ養フコト、致シ、（中略―引用者）更ニ各教科ノ教授、就中国民科ノ教授ニ当リマシテハ、特ニ宗教ニ対スル正シ

表一「教育審議会第一〇回総会、要綱案における留意事項の表記」

学校の種類	備考「各教科ニ互り左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト」
初等国民学校	イ 東亞及び世界 口 国防 ハ 郷土
高等国民学校	イ 東亞及び世界 口 国防 ハ 公民 ニ 郷土
師範学校	イ 東亞及び世界 口 国防 ハ 職業指導 ニ 地方研究 ホ 宗教
幼稚園	該当する項目はなし

（近代日本教育制度史料「第一五卷二七」―二七九頁より作成。）

キ理解ヲ与へ、純正ナル宗教的情操ノ啓培ニ資セシメンコトヲ期シタノデアリマス」と明らかにされたのである。⁽³⁵⁾

師範学校と国民学校の改革は一体のものであり、訓導は児童（国民）を指導する職務にあたるものである。ここで言及された師範学校において

学ぶ学生が宗教について正しく理解し、彼らの宗教的情操を啓蒙するという見解を敷衍するならば、次のことが言える。すなわち、そうした資質を身につけた師範学校の学生が卒業して、訓導として学校現場で児童生徒と接した際に、それら児童生徒の宗教的情操を涵養できる十分な資質を有することになるということが、この改革案で意図されたと思われる。

二つには、整理委員会において宗教を謳うことを反対する立場にあった田所美治特別委員長の状態に、軟化する変化が見られたことである。これは椎尾辨匡委員の疑問に対する回答に見られるのであるが、それは次の通りである。すなわち「敬神崇祖ノ思想ハ宗教ニアラズト斯ウ考ヘテ行クカト云フ意味ノ御尋デゴザイマシタガ、其ノ通りデゴザイマス、(中略―引用者)敬神崇祖ハ我が国ノ家族制度ニ基ツキマスモノデ、報本反始ト申シマスカ、我が国体、国民ノ良習美俗トシテ何千年来確立シテ居ル祖先崇敬ノ精神カラ出テ居ルコトデアリマスカラ、敬神崇祖ハ即チ宗教外ニ確立シテ居ルモノデアリマス」と、意見を述べているのである。この田所の態度は、整理委員会における下村寿一に対するものと大きく変化している。

田所としては、教育勅語に抵触しないための配慮であり、一九三五年文部次官通牒を前提とした見解であろうが、こ

こに敬神崇祖は宗教の概念に含まれるものではなく、「報本反始」(祖先の恩にむくいること)『広辞苑』―筆者注)という、いわゆる「孝」という徳目に属するという田所美治の認識を知ることができるのである。その後、数人の委員から宗教についての意見も出されるが、整理委員会のような混乱もなく、国民学校及び師範学校の要綱案は答申として可決されたのであった。

敬神崇祖という概念は、もともと神道の基本理念の一つであり、特定の宗派に偏ったものではなかったが、この教育審議会第一〇回総会の可決をもって「宗教外ニ確立シテ居ルモノ」と審議会委員に理解されたと言えよう。

三つには、この総会以降に検討された各種の改革案のなかに、敬神崇祖の文言が盛り込まれるようになったことを指摘しておこう。すでに高橋陽一が紹介しているように、表一で示した教材の留意事項について、中学校・実業学校・女子中学校・高等学校文科・高等学校理科のいずれにおいても「イ 敬神崇祖」が記述されることになった。⁽³⁷⁾ 師範学校の改革案では「ホ 宗教」であったことから、筆頭の「イ 敬神崇祖」の表記への変化は、それだけ重要度が高まったことを意味すると思われる。そしてこの変化の背景には、第一〇回総会の確認事項と可決が反映したものと推察される。

本節において、教育審議会における宗教をめぐる議事の経過と解釈について論じてきた。審議は紆余曲折したが、最終的には敬神崇祖という表現に変化し、国民の良習美俗また道徳に関する意味として説明されていた。国民学校の教科書に敬神崇祖という教育目標に基づく教材が新しく登場することになった背景には、このような経緯があったからであろうと思われる。

おわりに

本稿の研究課題として、国民学校における宗教的情操教育、とりわけ敬神崇祖（神道）に関する教材の特質とその編纂趣旨を検討してきた。さらには、国民学校への制度改革を決定づけた教育審議会の議事録における敬神崇祖の概念規定を探究してきた。審議の過程においては、宗教をめぐってそれを警戒する委員と学校教育において必要と考える委員とのあいだで激しく意見が交わされた。最終的には、宗教という表現から敬神崇祖という表現に変化し、わが国における報本反始の考え、また国民の良習美俗であると説明されたのであった。

本稿において、実際に国民学校低学年の国語教材を読んだわけであるが、それは敬神崇祖の神道学的意義が反映した内容であったと言えるであろう。すなわち、それには神

社の神々や祖先を崇敬するだけでなく、子孫を愛護する觀念が含まれていた。さらには、遠い祖先から遠い子孫へとつながる連続的な生命観が根底にあった。これらの觀念を児童が理解できるように、平易な文章かつ日常の生活にある場面を切り取った題材が選択されて教材化されていた。また、これらの教材においては、人や無生物といったものが歴史的存在として描かれ、それを学ぶ児童に「歴史的感情」を培うこともねらいとされていた。本稿で紹介した教材群の表現についても、何ら特定宗派に関するような偏りのある内容ではなかった。さまざまな審議会の論議と文部省図書局の配慮の末、国民学校の教育内容に、「オミヤノ石ダン」「オハカノサウヂ」「ユメ」「机とこしかけ」といった敬神崇祖教材が結実したと考えられるのである。

一九三五年文部次官通牒以降、初等教育に仏教に関する教材や孔子・孟子を扱った教材が登場してきたが、国民学校の発足に当たって新しく神道にまつわる教材も盛り込まれるようになってきた。この傾向について、筆者は国民学校における宗教的情操教育の成果であり、明治末期から続いていたわが国の宗教教育改革の一つの到達点であったと考える。

さて、本稿を終えるにあたり、一九三五年以降、学校教育において宗教的情操教育が実施される素地が整備されて

きたことの意義を考察しておきたい。これまで、筆者は、わが国の宗教教育・宗教的情操教育について検討を試みてきた。このことは、国民学校の教育目的、とりわけそこで育まれる人間像を読み解く契機になると推測している。すなわち、学校教育においては教育目的を具体化するために教科及びその内容が編成される。そこに宗教的要素が含まれることになったということは、情操面において豊かな心情をもつ児童を教育することがねらいとされていたのではないだろうか。

当時において「皇国民」という表現が用いられていたが、ともすれば国民学校は軍国主義な人間を育てることが目的であったと理解されがちである。確かに、戦時下においては軍事教練が実施され、超国家的な教育内容が教科書に登場していたが、それらは社会全体が非常事態のなかで展開した教育実態であったと思われる。本稿でも言及したが、軍人による学校教育への過剰な干渉や文部大臣による教科書の無断修正などは、その最たる例であろう。

今後、冷静な議論ができるためにも、当時における学制改革の事実関係、従前の尋常小学校と国民学校との教育目的の違いや教科課程の構造の変化など、さまざまな観点から一九三〇～一九四〇年代における教育学の研究課題に向き合いたいと考える。

注

- (1) 久保義三・米田俊彦・駒达武・児美川孝一郎『現代教育史事典』東京書籍株式会社二〇〇一年、四二二頁。「宗教的情操の涵養に関する通牒について」の項目（高橋陽一執筆）を参照。
- (2) 日本近代史教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』平凡社一九七一年、四三七頁。「宗教情操涵養の通達」の項目（幸田三郎執筆）。
- (3) 同上書、四三六頁。
- (4) 先行研究については、井上兼一「一九三〇年代における宗教教育政策の転換とその影響」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二七集二〇〇五年を参照。
- (5) 高橋陽一「宗教的情操の涵養に関する文部次官通牒をめぐって―吉田熊次の批判と関与を軸として」『武蔵野美術大学研究紀要』第二九号一九九八年、二七頁。
- (6) 井上によれば、一九三五年文部次官通牒以降、国語の教科書に宗教的要素を含んだ教材が増加する傾向にあることや、その記述も通牒以前と以後では変化があることが検証されている。井上兼一、前掲論文を参照。
- (7) 唐澤は、戦前期から戦後の教科書について、国語に見られる「仏教的教材」を取り上げて論じているだけで、国民学校期の教材については、項目をあげて論じているだけである。また、その内容も教材の通史的な紹介にとどまっている。唐澤富太郎「近代教科書にあらわれた仏教的教材」『講座近代仏教』第四卷（文化編）法蔵館一九六二年。
- (8) 井上は、唐澤と同じく国語の「仏教的教材」に焦点を当

- て、一九三五年文部次官通牒が出された前後における教育内容の叙述の変化と編纂趣旨の検討から、その影響について言及している。井上兼一、前掲論文。
- (9) 唐澤富太郎、前掲論文、一六九—一七七頁を参照。
- (10) 儒教については、一般には礼教性の強い倫理道德と理解され、家族制度を支える封建的思想というイメージが持たれている。しかし、加地伸行によれば、その根幹は死と結びついた宗教であるという。この儒教の宗教的側面の理解については、加地の著作を参考にしている。加地伸行『儒教とは何か』中央公論社一九九〇年、同『沈黙の宗教―儒教―一九九四年、同『家族の思想―儒教的死生観の果実―』PHP一九九八年。
- (11) 國學院大學日本文化研究所編『神道要語集 宗教篇一』神道文化会一九七七年、九一頁。「祖先崇拜」の項目(河野省三執筆)を参照。
- (12) 同上書、九一頁。
- (13) 同上書、九一頁。
- (14) 國學院大學日本文化研究所編『縮刷版』神道辞典』弘文堂一九九九年、三八四頁。
- (15) 同上書、三八四頁。
- (16) 國學院大學日本文化研究所編、前掲書(脚注11)、九六頁。
- (17) 同上書、九六頁。
- (18) 同上書、九六頁を参照。
- (19) 同上書、九六頁。
- (20) 井上越著、古田東朔編『国定教科書編纂二十五年』武蔵野書院一九八四年、七九頁。
- (21) 国民学校の教科書について、文部省図書局の原案作成と
- (22) 検討後の修正、及び教科書調査会の議論を経て編纂が行われている。詳細については、同上書を参照。
- (23) 教材の出版については、いずれも海後宗臣・仲新編『日本教科書大系 近代編 第八巻 国語(五)』講談社一九六四年である。
- (24) 文部省『ヨミカタ一/教師用』東京書籍株式会社(以下、東京書籍と略称)一九四二年、一五九—一六〇頁。
- (25) 同上書、一六五—一六六頁。
- (26) 文部省『ヨミカタ二/教師用』大阪書籍株式会社(以下、大阪書籍と略称)一九四一年、一二—一二二頁。
- (27) 文部省『ヨミカタ二/教師用』大阪書籍一九四一年、一二七頁。
- (28) 日本放送協会編『文部省国民学校教科書編纂趣旨解説』日本放送出版協会一九四二年、二七頁。
- (29) 同上書、二七頁。
- (30) この時点で佐々井は、「宗教」に関する項目を、国民科もしくは「各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト」の「イ東亞及び世界 国防 ハ職業指導 ニ地方研究」に入れることを提案している。『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第四輯』宣文堂一九七〇年、四〇八頁。
- (31) 同上書、四〇九頁。
- (32) 同上書、四一一—四一二頁。
- (33) これらの議事の詳細な経過については、同上書を参照。
- (34) 同上書、四六六頁。
- (35) 同上書、四六七—四六八頁。
- (36) 『近代日本教育制度史料』第一五巻 二九三頁。

(36) 同上書、三一八―三一九頁。

(37) 高橋陽一、前掲論文(脚注5)、三三三頁。

付記 本稿は、平成二〇年一月に日本仏教教育学会第一七回学術大会(華頂短期大学)において行った研究発表の内容を、大幅に加筆修正したものである。

(至学館大学助教)